

令和5年8月25日(金)

第 4 4 2 号

(毎週火・金曜日発行)

https://www.pref.shimane.lg.jp/

	次					
【規 則】						
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	施行細則の一部を改正す()	農山漁	魚村	振興	!課)	2
る規則						
【告示】						
令和5年9月定例県議会の招集	()	才	政		課)	5
生活保護法の規定による介護機関の指定	(1)	也 域	福	祉	課)	6
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	(IJ)	6
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届	i出 (IJ)	6
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	7
令和5年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	(7	旨	産		課)	7
解除予定保安林	(3)	柒 林	整	備	課)	7
漁業災害補償法の規定による同意	(i	4 岸海	魚業	振興	!課)	8
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見の)概要 (□	中 小	企	業	課)	8
【公告】						
公共測量の終了	(;	支 術	管	理	課)	9
【特定調達公告】						
島根県道路規制情報システム開発及び運用・保守業務	に係る随意契約の相手方()	道 路	維	持	課)	9
等						
島根県財務会計システム用プリンタの賃貸借及び保守	に係る一般競争入札の実(<u></u>	計		課)	10
施						

公布された条例等のあらまし

- ◇鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(規則第54号)

第442号

- (1) 狩猟者の登録及び変更登録について、複数の種類の狩猟免許に係る登録を一括して申請できるよう様式を整備す ることとした。(様式第15号・様式第16号関係)
- (2) その他規定の整理
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第54号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年島根県規則第69号)の一部を次のように改正

第17条中「)又は」を「)若しくは」に改める。

様式第15号表面中

※登	録	į	番	号	
※狩	猟	í	免	許	
※損	害	の	賠	償	
※放鳥獣	は猟区の	区域の	登録の)有無	
※施行規	則第65条第	第1項第	7号、	第8号	
又は第	9 号の	該当者	か否か	の別	
※対象鳥	獣捕獲員	員である	るか否だ	かの別	

※整理番号

を

免 許 の 種 類	免 状 番 号	登 録 番 号	※損 害 の 賠 償
※網猟免許			※放鳥獣猟区の区域の登録の有無
※わな猟免許			※施行規則第65条第1項第7号、第8号
※第1種銃猟免許			又は第9号の該当者か否かの別
※第2種銃猟免許			※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別
※整理番号			

に改め、同様式裏面中「許可捕獲等に従事」を「従事者証の交付を受けて捕獲等を」に、

記載上の注意事項

- 1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
- 2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
- 3 ※印欄には、申請者は記載しないこと。

を

記載上の注意事項

- 1 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
- 2 ※印欄には、申請者は記載しないこと。

に改め、同様式別紙中

※狩猟者登録番号

を

Γ

※狩猟者登録番号(網猟)	※狩猟者登録番号(第1種銃猟)	
※狩猟者登録番号(わな猟)	※狩猟者登録番号(第2種銃猟)	

に、

認定捕獲従事者

第1種銃猟免許	0円
網猟又はわな猟免許	0円
第2種銃猟免許	0円

を

Γ

	第 1 種 銃 猟 免 許	0 円	
認定捕獲従事者	網猟又はわな猟免許	0 円	
	第 2 種 銃 猟 免 許	0円	
合 計 金 額			円

に、

収 入

証

紙

を

収

入

※この欄に合計金額に相当する額の島根県収入証紙を貼り付けること。

証

紙

に改める。

様式第16号表面中

Γ

※登	録	番		号	
※狩	猟		免		
※損	害	の	賠	償	
※放鳥					
※対象原					

※整理番号

を

免許の種類	免 状	番 -	号	登	録	番	号	※損	害	の	賠	償	
※網猟免許								※放鳥	獣猟区の	の区域の	登録の	の有無	
※わな猟免許								※施行	規則第65第	条第1項第	等7号、	第8号	
※第1種銃猟免許								又は	第9号(の該当者	か否力	かの別	
※第2種銃猟免許								※対象	鳥獣捕獲	員であ	るか否だ	かの別	
※整理番号													

に、「変更登録申請書」を「狩猟者変更登録申請書」に改め、同様式裏面中

記載上の注意事項

- 1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
- 2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
- 3 ※印欄には、申請者は記載しないこと。

を

記載上の注意事項

- 1 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
- 2 ※印欄には、申請者は記載しないこと。

に改め、同様式別紙中

※狩猟者登録番号

を

J

Γ

※狩猟者登録番号(網猟)	※狩猟者登録番号(第1種銃猟)	
※狩猟者登録番号(わな猟)	※狩猟者登録番号(第2種銃猟)	

に、

Γ

	第1種銃猟免許	0 円	
認定捕獲従事者	網猟又はわな猟免許	0 円	
	第2種銃猟免許	0 円	

を

Γ

	第1種銃猟免許	0 円	
認定捕獲従事者	網猟又はわな猟免許	0 円	
	第2種銃猟免許	0 円	
合 計 金 額			円

に、

収入

証

紙

を

収入

※この欄に合計金額に相当する額の島根県収入証紙を貼り付けること。

証

紙

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

島根県告示第566号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、令和5年9月7日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

令和5年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第567号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

Ę	革 業 者		事業			
名称	主たる事務所の所在地	実施する事業	名 称	所 在 地	指定年月日	
有限会社小林	仁多郡奥出雲町三成	居宅療養管理指導	小林薬局藤ヶ	仁多郡奥出雲町	令和5年3月1	
薬局	358番地 6	介護予防居宅療養	瀬店	横田1193番地32	日	
		管理指導				

島根県告示第568号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者			事 業 所			亦更欠日
名 称	主たる事務所の所在地	実施する事業	名	称	所在地	変更年月
			変更前	変更後	別往地	日
さくら薬局株	東京都千代田区丸の内	居宅療養管理指導	西平田あお	さくら薬局	出雲市西平	令和5年
式会社	一丁目1番1号	介護予防居宅療養	ぞら薬局	出雲西平田	田町243番地	3月1日
		管理指導		店	1	

島根県告示第569号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 者			事 業 所			***
名称	主たる事務所の所在地	実施する事業	名称	所 在 地		変更年月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日
				変更前	変更後	H
合同会社 碧	大田市三瓶町池田683	訪問看護	訪問看護ス	大田市三瓶	大田市久手町	令和5年
		介護予防訪問看護	テーション	町池田683	刺鹿 1904-	4月1日
			碧		2	

島根県告示第570号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指 定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		成山小フ東米	事業所 廃止する事業		廃止年月日	
名 称	主たる事務所の所在地	廃止りる事表	名 称	所 在 地	発正平月日	
三島 信好	出雲市小山町296-5	居宅療養管理指導	みしま歯科医院	出雲市小山町	令和5年1月26	
		介護予防居宅療養		296 — 5	日	
		管理指導				
有限会社イ	出雲市知井宮町988番	居宅療養管理指導	荘原中央薬局	出雲市斐川町荘	令和5年2月28	
ー・シープラ	地10	介護予防居宅療養		原2192番 3	日	
ン		管理指導				
		居宅療養管理指導	塩冶神前ふたば	出雲市塩冶神前		
		介護予防居宅療養	薬局	五丁目 1-12		
		管理指導				
		居宅療養管理指導	天神中央薬局	出雲市塩冶有原		
		介護予防居宅療養		町六丁目45番2		
		管理指導				
		居宅療養管理指導	大社まちかど薬	出雲市大社町北		
		介護予防居宅療養	局	荒木485番地2		
		管理指導				
株式会社エス	広島県広島市西区商工	居宅療養管理指導	エスマイル薬局	邑智郡邑南町中	令和4年12月5	
マイル	センター六丁目 1 -11	介護予防居宅療養	邑南店	野3846-10	日	
		管理指導				

島根県告示第571号

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号) 第4条第1項第2号の規定による令和5年度地方の臨時種畜検査に合格した 種畜は、次のとおりである。

令和5年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前 (登録・登記番号)	品 種	検査成績
11587932944	暁之藤(全和黒原6333)	肉用牛	1 級
		黒毛和種	

島根県告示第572号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市弥栄町門田843-20、843-21、844-25から844-29まで、844-31、844-33から844-36まで、845-25、845-26、金城町小国イ868-17、イ868-22

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第573号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和5年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 加入区の名称

西郷

2 加入区の区域

漁業協同組合JFしまね西郷支所の地区のうち、都万出張所、五箇出張所及び中村出張所の地区を除く区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成14年島根県告示第1091号)の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる 漁業の表19の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

島根県告示第574号

令和5年島根県告示第487号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号) 第8条第2項の規定により意見が述べられたので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供す る。

令和5年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マックスバリュ出雲上塩治店

ドラッグストアウェルネス出雲上塩冶店

出雲市上塩冶町2668外

- 2 意見の概要
 - (1) 意見の内容
 - ア 雨水の排水の再考
 - イ 西側車両出入り口(市道塩冶174号線)の閉鎖
 - ウ 地盤沈下に伴う隣接宅地の傾斜の懸念があり、定期的な隣接建物等の測量の実施と傾斜時の補償
 - (2) 意見を述べる理由

- ア 店舗面積が2,591平方メートルと広大であるが、舗装は雨水の浸透がない仕様であり、雨水の排水は既存の排水 路を利用とのことである。造成前でも降雨時に排水溝が満水状態となっており、田のバッファー効果がなくなる と、調整池は設計されているが降雨時に溢水の可能性がある。
- イ 市道塩冶174号線と市道塩冶162号線の交差点は、見通しが悪くかつ174号線道幅が狭い。多くの車両が西口に向かうと交差点の事故や渋滞が予想される。
- ウ 店舗立地部は元水田であり、造成と建設に伴う地盤沈下により隣接の住宅に傾斜が生じる可能性がある。
- 3 縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課(出雲市今市町70)

4 縦覧期間

告示の日から1月間

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年8月10日に終了した旨松江県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
 - 公共測量 (基準点測量)
- 2 作業期間

令和5年5月12日から同年8月10日まで

3 作業地域

松江市黒田町及び春日町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

令和5年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 役務の名称及び数量

島根県道路規制情報システム開発及び運用・保守業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
 - 島根県土木部道路維持課 島根県松江市殿町8番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年7月6日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 代表取締役社長 斎藤 佳宏 大阪府大阪市北区堂島3-1-21

5 随意契約に係る契約金額

131,736,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

令和5年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量

島根県財務会計システム用プリンタの賃貸借及び保守一式(機器調達、設置、テスト印字、調整等を含む。) 156台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借及び保守期間

令和6年2月1日から令和11年1月31日まで

(4) 納入期限

令和6年1月31日

(5) 納入場所

島根県、東京都、大阪市及び広島市とし、詳細は入札説明書による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む)でないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
 - (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加 資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目(大分類「14借入品」、小分類「(2)情報処理機器」)に登録され ている者であること。
 - (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
 - (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除 措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
 - (7) 障害発生時、部品取替等に迅速に対応できる者であること。
- 3 入札方法
 - (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム(以下「電子調達システム」という。)により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- 4 入札参加希望者に要求される事項
 - (1) この入札に参加を希望する者は、令和5年9月15日(金)午後5時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
 - (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- 5 入札期間、開札の日時等
 - (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和5年9月20日(水)午前11時から同月21日(木)午後4時まで(同月20日午後5時から同月21日午前9時までを除く。)

(2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時 令和5年9月21日(木)午後4時

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎2階

島根県出納局会計課財務電算係

電話 0852-22-5893 FAX 0852-22-5952

- ウ 郵便による入札については、令和 5 年 9 月 22 日 (金) 正午 (必着)までに、イの場所に書留郵便により郵送すること。
- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年9月22日(金)午後1時30分

イ 場所 (2)のイの場所

- 6 入札説明書の交付等
 - (1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和5年9月15日(金)までの間、電子調達システムにより交付する。なお、これにより難い場合は次により交付する。

ア 交付期間 本公告の日から令和5年9月15日(金)までの間(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例 第9号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所 5の(2)のイの場所

(2) 入札説明会

実施しない。

- 7 その他
 - (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入 札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者 を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県(出納局会計課)に報告するとともに警察に 通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Item name and quantity of the products to be leased: The lease and maintenance of a special printer for Shimane Prefectural Financial computer Network, 156 units
- (2) Period for tender by electronic bidding: From 11:00 a.m. September 20, 2023 to 4:00 p.m. September 21, 2023
- (3) Time limit for tender by bringing: 4:00 p.m. September 21, 2023 (Bids by post must be received by 12:00 p.m. September 22, 2023)
- (4) Date and time of bid opening: 1:30 p.m. September 22, 2023
- (5) Contact point for the notice: Financial computer Section, Accounting Division, Bureau of the Treasury, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501, Japan TEL: 0852-22-5893 FAX: 0852-22-5952